

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第102号 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部改正……………（危機管理室）…2
- 告示第103号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第104号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

監 査 委 員

- 公表第17号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………2

公 営 企 業

- 公告第23号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………2
- 公告第24号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し……………2

告示

宇治市告示第102号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部改正について

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部について、次のように改正します。

令和4年10月28日

宇治市長 松村 淳子

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（平成27年宇治市告示第8号）の告示の表中

Table with 2 columns: 旧指定場所, 新指定場所. Includes entries for 木幡公民館 and 木幡内畑 34-7.

す。

宇治市告示第103号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年10月28日から14日間

令和4年10月28日

宇治市長 松村 淳子

Table with 6 columns: 路線名, 区間, 前後別, 幅員(m), 延長(m), 備考. Lists road line changes for 志津川池ノ尾線, 宇治五ヶ庄線, 木幡197号線, and 宇治316号線.

宇治市告示第104号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧

に供します。

縦覧期間 令和4年10月28日から14日間

令和4年10月28日

宇治市長 松村 淳子

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始年月日. Lists road line openings for 志津川池ノ尾線, 木幡197号線, and 宇治316号線.

監査委員

宇治市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年10月12日

宇治市監査委員

- 池上 哲朗
松岡 ゆかり
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年9月26日（宇治市監査委員公表第14号）
2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 建設部 建設総務課

監査期間 令和4年5月2日～令和4年6月30日

Table with 2 columns: 監査結果（指摘事項）, 措置状況等（改善内容）. Details findings regarding commission payment and boundary measurement.

（揭示済）

公営企業

宇治市上下水道事業公告第23号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和4年3月24日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年10月28日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第506号 大海設備

宇治市上下水道事業公告第24号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11の規定によ

り、次に掲げる宇治市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので、公告します。

令和4年10月28日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第294号 株式会社田中健建設工業

指定番号 第299号 高島設備工業株式会社

